

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

目次

- 一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）
1
- 二 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）
5

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）

（交付税の総額）

第六条 所得税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入額の百分の三十四、消費税の収入額の百分の二十九・五並びにたばこ税の収入額の百分の二十五をもつて交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入見込額の百分の三十四、消費税の収入見込額の百分の二十九・五並びにたばこ税の収入見込額の百分の二十五に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

附則

（平成二十一年度分の交付税の総額の特例）

第四条 平成二十一年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第五号までに掲げる額の合算額に二千八百億円を加算した額から第六号及び第七号に掲げる額の合算額を減額した額に地方団体が行う雇用機会の創出その他の地域の活性化に資する施策の実施に必要な財源を確保するために一兆円を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下この条及び次条第六項において「旧法」という。）附則第四条の二第二項の規定において平成二十一年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 千四百億円

三 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十一年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 五千八百三十一億円

四 平成二十一年度における交付税の総額を確保するため前二号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対

策のための特例加算額 二兆五千五百五十三億円

五 平成二十一年度における借入金に相当する額 三十三兆六千七百七十二億九千五百四十万八千円

六 平成二十年度における借入金に相当する額 三十三兆六千七百七十二億九千五百四十万八千円

七 平成二十一年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与
税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要
な額 五千七百一十一億円

2 平成二十一年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二
第四項の規定において同年度分の交付税の総額から減額することとされていた三千八百八十六億千七百万円を減額する。

（平成二十二年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 平成二十二年度から平成三十八年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及
び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 当該各年度における借入金に相当する額

三 当該各年度の前年度における借入金に相当する額

四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係
る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

2 平成二十二年度分の交付税の総額については、前項の額に、地方団体が行う雇用機会の創出に資する施策の実施に必要な財源
を確保するために五千億円を加算する。

3 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度分の交付税の総額については、平成十九年度における国から地方団体への税
源の移譲に伴う交付税の総額の減少の影響を緩和するため、第一項の額に、次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下
欄に定める金額を加算する。

年 度	金 額
平成二十二年 度	八百六十六億 円
平成二十三 年度	八百六十七億 円
平成二十四 年度	八百六十七億 円

4 平成二十二年 度から平成三十六 年度までの各 年度分の交付 税の総額は、 平成二十二 年度にあつて は第一項の額 に同年度にお いて前二項の 規定により加 算される額及 び次の表の上 欄に掲げる同 年度に於ける 同表の金額を 加算した額と し、平成二十 二年度及び平 成二十四年度 にあつては第 一項の額に当 該各年度にお いて前項の規 定により加算 される額及び 同表の上欄に 掲げる当該各 年度に於ける 同表の下欄に 定める金額を 加算した額と し、平成二十 五年度から平 成三十六年度 までの各年度 にあつては第 一項の額に同 表の上欄に掲 げる当該各年 度に於ける同 表の下欄に定 める金額を加 算した額とし、平成二十五年度から平成三十六年度までの各年度に於つては第一項の額に同表の上欄に掲げる当該各年度に於ける同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成二十二 年度	六千六百九 十五億 円
平成二十三 年度	六千六百九 十五億 円
平成二十四 年度	六千二百三 十四億八千 五百万 円
平成二十五 年度	五千五百八 十一億 円
平成二十六 年度	五千百十二 億 円
平成二十七 年度	四千六百九 十四億 円
平成二十八 年度	四千九十四 億 円
平成二十九 年度	三千六百七 十七億 円
平成三十年 度	三千百十九 億 円
平成三十一 年度	二千六百七 十七億 円
平成三十二 年度	二千二百十 七億 円
平成三十三 年度	千七百四十 億 円

平成三十四年度	千二百六十九億円
平成三十五年度	七百九十一億円
平成三十六年度	三百六十七億円

5 平成二十二年度から平成二十七年までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち、平成九年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち六百七十六億七千五百六十二万二千元、平成十年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち百九十九億八千九百七十七円及び平成十九年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち四千九百九十四億二千七百万円について、平成二十二年度に当該年度分の交付税の総額から八百七十五億七千七百五十一万九千円を、平成二十三年度から平成二十七年までに当該各年度分の交付税の総額から九百九十八億八千七百四十万円をそれぞれ減額する。

6 旧法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額を平成二十三年度から平成二十七年までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、第四項の規定による額から二千四百八十二億九百五十万円を減額した額とする。

7 第一項第二号及び第三号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（一般会計からの繰入れ）

第六条 各特別会計において経理されている事務及び事業に係る経費のうち、一般会計からの繰入れの対象となるべき経費（以下「一般会計からの繰入対象経費」という。）が次章に定められている場合において、一般会計からの繰入対象経費の財源に充てるために必要があるときに限り、予算で定めるところにより、一般会計から当該特別会計に繰入れをすることができる。

（剰余金の処理）

第八条 各特別会計における毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合において、当該剰余金から次章に定めるところにより当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控除してなお剰余があるときは、これを当該特別会計の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の翌年度の歳入に繰り入れるものとされる金額の全部又は一部に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

（借入金）

第十三条 各特別会計においては、借入金の対象となるべき経費（以下「借入金対象経費」という。）が次章に定められている場合において、借入金対象経費を支弁する必要があるときに限り、当該特別会計の負担において、借入金をすることができる。

2 各特別会計における借入金の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならない。

（一時借入金等）

第十五条 各特別会計において、支払上現金に不足がある場合には、当該特別会計の負担において、一時借入金をし、融通証券を発行し、又は国庫余剰金を繰り替えて使用することができる。ただし、融通証券の発行は、次章に当該発行をすることができる旨の定めがある場合に限り、行うことができる。

- 2 前項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならぬ。
- 3 第一項の規定により、一時借入金をし、又は融通証券を発行している場合においては、国庫余裕金を繰り替えて使用して、支払期限の到来していない一時借入金又は融通証券を償還することができる。
- 4 第一項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金並びに前項の規定による繰替金は、当該年度の歳入をもって償還し、又は返還しなければならない。
- 5 第一項の規定によるほか、各特別会計において、支払上現金に不足がある場合には、次章に当該特別会計の積立金又は資金に属する現金その他の現金を繰り替えて使用することができる旨の定めがあるときに限り、当該現金を繰り替えて使用することができる。この場合において、所管大臣は、あらかじめ財務大臣の承認を経なければならない。
- 6 前項の規定による繰替金は、当該年度の出納の完結までに返還しなければならない。

(一般会計からの繰入れの特例)

第二十四条 第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度における所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入見込額の百分の三十四、消費税の収入見込額の百分の二十九・五並びにたばこ税の収入見込額の百分の二十五に相当する金額の合算額に、当該年度の前年度以前の年度における地方交付税法による地方交付税に相当する金額でまだ交付税特別会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該合算額から当該前年度以前の年度において当該地方交付税に相当する金額を超えて交付税特別会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

附 則

(交付税及び譲与税配付金勘定における借入金の特例)

第四条 交付税及び譲与税配付金勘定において、平成二十一年度から平成三十八年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十一年度にあつては三十三兆六千七百七十二億

九千五百四十万八千円（以下この項において、「平成二十一年度分の借入金限度額」という。）を、平成二十二年度から平成三十八年度までの各年度にあつては平成二十一年度分の借入金限度額から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に应ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、同勘定の負担において、借入金をすることができらる。

年 度	控 除 額
平成二十二年度	七千八百十二億円
平成二十三年度	八千五百九十三億円
平成二十四年度	九千四百五十三億円
平成二十五年年度	一兆七百六十六億円
平成二十六年年度	一兆二千二百四十八億円
平成二十七年年度	一兆三千九百二十億円
平成二十八年年度	一兆五千三百十億円
平成二十九年年度	一兆六千八百四十一億円
平成三十年年度	一兆八千五百二十五億円
平成三十一年度	二兆三百七十七億円
平成三十二年年度	二兆二千四百十七億円
平成三十三年年度	二兆四千六百五十六億円
平成三十四年度	二兆七千二百二十三億円
平成三十五年年度	二兆八千八百八十一億円
平成三十六年度	三兆七百十九億円
平成三十七年度	三兆二千六百三十四億円
平成三十八年度	三兆五千八百九十七億九千五百四十万八千円

- 2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。
- 3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることができる。

(交付税及び譲与税配付金勘定における一般会計からの繰入金の額の特例)

第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金額は、平成二十一年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号から第四号までに掲げる額の合算額を加算した額とし、平成二十二年度にあつては第二十四条の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額とし、平成二十三年度及び平成二十四年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、平成二十五年度から平成二十七年までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成二十八年度から平成三十六年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により各年度分の交付税の総額に加算する金額

年 度	金 額
平成二十一年度	八百六十六億円
平成二十二年度	八百六十七億円
平成二十四年度	八百六十七億円

二 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成二十一年度	六千六百九十五億円
平成二十三年度	六千六百九十五億円

平成二十四年度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年度	五千五百八十一億円
平成二十六年 度	五千百十二億円
平成二十七年 度	四千六百九十四億円
平成二十八 年度	四千九十四億円
平成二十九 年度	三千六百十七億円
平成三十年 度	三千百十九億円
平成三十一年 度	二千六百七十七億円
平成三十二 年度	二千二百十七億円
平成三十三年 度	千七百四十億円
平成三十四 年度	千二百六十九億円
平成三十五 年度	七百九十一億円
平成三十六 年度	三百六十七億円

三 地方交付税法附則第四条の二第六項の規定により平成二十二年度から平成二十七年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千四百八十二億九百五十万円